

答弁書第二二九号

内閣参質一七七第二二九号

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員横山信一君提出空き家対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員横山信一君提出空き家対策に関する質問に対する答弁書

政府としては、御指摘のとおり、空き家に関し様々な問題が生じていることは承知しており、居住環境の整備改善、災害防止、地域の活性化等を図る観点から、御指摘の産炭等地域（旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第二条第一項に規定する産炭地域又は鉱工業（石炭に係るものを除く。）の振興と密接な関連を有する地域をいう。以下同じ。）及び過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）に加え、平成二十一年五月から平成二十六年三月までの間は、平成十七年の国勢調査の結果による市区町村の人口が平成十二年の同調査の結果による市区町村の人口と比較して減少している市区町村の区域を対象とする地方公共団体が行う空き家の除却事業のほか、産炭等地域及び過疎地域等を対象とする地方公共団体が行う空き家を改修して活用する事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援しているところであり、また、特定非営利活動法人等が行う、住み替えにより空き家を活用する事業等に対しても助成して支援しているところである。

政府としては、今後とも、こうした取組を通じて、地方公共団体が地域の実情に応じて居住環境の整備改善等を推進することができるよう支援してまいりたい。

